

東京国際大学附属日本語学校学則

昭和 62 年 4 月 1 日

最近改正 2025 年 12 月 12 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 東京国際大学附属日本語学校（以下、「本校」という。）は、多様な文化を尊重する共生社会の実現に資するため、学生が広く日本の文化や習慣等に対する理解を深め、人格を陶冶し、もって国際社会の平和及び発展に寄与できる人材として成長できるよう、公德心を体した真の国際人を養成することを目的とする。

2 前号の目的を達成するため、本校は、認定日本語教育機関認定基準第十六条第一項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる教育を行う。

(1) 日本の大学、大学院をはじめとする高等教育機関（以下「大学等」という。）に入学を希望する者に対し、日本語の教育及び大学等の教育を受けるのに必要な教科の教育を行う。

(2) 日本において就職することその他の目的のために日本語教育を受けることを希望して日本に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力を習得させるために必要な日本語教育を行う。

(名称)

第 2 条 本校は、東京国際大学附属日本語学校という。

(所在地)

第 3 条 本校は、東京都新宿区高田馬場四丁目 23 番 23 号に設置する。

(自己点検・評価等)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、第 1 条の目的を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に係る必要な事項は校長が別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 5 条 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の情報の提供については、校長が別に定める。

第 2 章 課程、修業期間及び収容定員等

(設置課程、修業期間、及び定員)

第6条 本校の設置課程及び修業期間並びに定員は、次のとおりとする。

	授業形態	課程名	修業期間	入学定員	収容定員	学級数
昼 間 部	全日制	日本語教育課程 A4 月 コース	1 年	60 名	60 名	3 クラス
		日本語教育課程 A10 月 コース	1. 5 年	60 名	120 名	6 クラス
		日本語教育課程 A7 月 コース	1. 75 年	20 名	40 名	2 クラス
		準備教育課程 4 月コー ス	1 年	20 名	20 名	1 クラス
		準備教育課程 10 月コ ース	1. 5 年	20 名	40 名	2 クラス
		小計		180 名	280 名	14 クラス
	二部制	日本語教育課程 B4 月 コース	1 年	20 名	20 名	1 クラス
			2 年	40 名	80 名	4 クラス
		日本語教育課程 B10 月 コース	1. 5 年	40 名	80 名	4 クラス
		小計		100 名	180 名	9 クラス
合計				280 名	460 名	23 クラス

2 教育課程に支障のない時間において、本校の設置目的を实践するために、各種の研修及び講習を実施することがある。

3 前項の研修等の要領については、その都度別に定める。

(短期聴講生)

第7条 第6条に定める課程に入学し在籍する者以外の者で各課程の授業科目の聴講を希望する者に対し、短期聴講生として定員に余裕がある限りにおいて聴講を許可することがある。

2 短期聴講生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(学級編成)

第8条 学級は、1学級20名以内をもって編成する。ただし、基礎科目(数学、英語、理科、地理歴史・公民をいう。以下同じ。)を教育する場合は、1学級40名以下とすることができる。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第9条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 専任教員 13名以上
- (3) 非常勤教員 15名以上
- (4) 生活指導担当教職員 3名以上
- (5) 事務を統括する職員 1名
- (6) 第4号及び第5号の教職員を除く専任教職員及び非常勤職員 計1名以上

2 専任教員は、認定日本語教育機関の認定基準にいう「本務等教員」として、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営につき責任を担う。

(校長)

第10条 校長は、本校の校務を統括し、所属する教職員を監督する。

(教務主任)

第11条 専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務主任を置く。

(教職員の任免)

第12条 校長以下すべて教職員の任免は、本校設置法人の理事長がこれを行う。

第4章 学期及び休業日

(始期・終期及び学期の区分)

第13条 第6条に定める各課程は、4月、7月又は10月に始まり、3月に終了する。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 春学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 夏学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 秋学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 冬学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第14条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

- (4) 春期休業
 - (5) 夏期休業
 - (6) 冬期休業
 - (7) 各学期の期初，期末において本校の指定する休業日
 - (8) ゴールデンウィーク期間において本校の指定する休業日
- 2 教育上必要であり，かつ，やむを得ない事情があると校長が認めるときは，前項の規定にかかわらず，休業日に授業，課外指導又は試験を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは，臨時に授業を行わないことがある。
- 4 第1項第4号乃至第6号に掲げる各休業の始期及び秋期，第7号，第8号の休業日並びに臨時の休業日は，都度これを定め適時に公表する。

第5章 教育課程，授業時間

(教育課程)

第15条 本校の教育課程，授業科目及び一週当たり授業時間数は，別表1のとおりとする。

(授業時間)

第16条 本校の授業時間は次のとおりとする。

- 1 時限 9：30～10：15
- 2 時限 10：15～11：00
- 3 時限 11：15～12：00
- 4 時限 12：00～12：45
- 5 時限 13：35～14：20
- 6 時限 14：20～15：05
- 7 時限 15：20～16：05
- 8 時限 16：05～16：50

2 授業の始業及び終業の時刻を繰上げ又は繰下げることがある。ただし，この場合にも一週間の授業時間数は，別表1の規定するところより下ることはない。

第6章 入学，退学，及び休学

(入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において通常の課程による12年の学校教育を修了し，当該国において大学入学資格を有する者

(2) 外国において大学などの教育機関への進学資格となる中等教育の課程を修了している者

(3) 文部科学大臣の定めるところにより、本校において、日本の高等学校を卒業した者と同等又はそれ以上と認めた者

(4) その他、日本での在留資格を有する者又はそれを取得できる者で、校長が本校学生として適当と認めた者

(入学時期)

第 18 条 本校の入学時期は、4 月、7 月及び 10 月とする。

(出願)

第 19 条 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書及びその他の書類に必要事項を記載し、別表 2 に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

(入学選考及び決定)

第 20 条 前条の手続きを完了した者に対して選考を行い、校長は入学を許可する者を決定する。

(入学手続)

第 21 条 本校に入学を許可された者は、速やかに所定の書類に必要事項を記載し、別表 2 に定める入学金を添えて入学の手続を行うものとする。

2 前項に定める入学手続を行うに当たっては、本校所定の様式による誓約書を提出しなければならない。

(保証人等)

第 22 条 本校に入学する学生（正規生及び短期聴講生をいう。以下、本条において同じ。）は、入学に際して、本校の所定の様式により、学費負担者及び保証人を届け出なければならない。

2 保証人は、学生の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者で、入学者の学費等諸経費を支弁及び学生の身元保証につき、一切の責任を負うことができる者とする。

3 学費負担者又は保証人が何らかの事由によりその責を果たし得なくなったときは、これに代わる新たな学費負担者又は保証人を定め、本校所定の様式により届出なければならない。

4 学費負担者又は保証人において改姓名、転居等の異動があった場合は、速やかにこの旨を本校に届け出なければならない。

5 前二項の手続を怠った場合は、入学の許可を取り消すものとする。

(転学等目的退学)

第 23 条 他校への転学その他の理由により本校退学を希望する学生は、退学理由を明示して事前に校長に申請し許可を得なければならない。

2 前項に基づく退学者が本校への再入学を希望する場合は、これを許可することがあ

る。

(傷病等による退学・休学)

第 24 条 学生が傷病入院等の理由により授業への出席能わず、課程修了のための学業復帰が合理的期間内に見込めない場合、当該学生を退学とすることができる。

2 前項に基づく退学者は、速やかに帰国しなければならない。但し、療養等の必要により速やかな帰国ができない場合、帰国可能となるまでの間の休学を申請により認めることがある。

3 前項の休学を希望する者は、休学を必要とする理由及び休学期間を記載した休学申請書に医師の診断書その他必要な書類を添えて、校長宛てに申請し許可を得るものとする。又、当該休学理由がなくなり次第、速やかに退学届を提出の上、校長の許可を得て、帰国しなければならない。

4 休学中においても、授業料及び施設維持費はこれを納入しなければならない。

(課程変更)

第 25 条 学生が本校の他の課程への所属変更を希望する場合には、変更希望先の課程に欠員のある場合に限り、これを認めることがある。

2 前項の課程変更は、学期の途中において行うことはできない。

(編入学)

第 26 条 本校への課程途中の編入学は、原則としてこれを認めない。

第 7 章 学習の評価、課程修了の認定

(授業の欠席)

第 27 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって授業を欠席した場合は、その事由を記載した欠席届を、診断書その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 学生が大学等の入学試験の受験又はこれに準ずる事由によりやむを得ず授業を欠席する場合、申請により公欠を許可し、これを出席扱いとする。公欠の許可申請は、受験票やその他書類を提出の上、校長宛てにこれを行うものとする。

3 学生が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、校長は当該学生に対し出席停止を命ずることがある。尚、この場合の欠席は公欠としてこれを扱う。

(学習の評価)

第 28 条 学習の評価は、各学期末に行う定期テストと日々のテスト等の成績及び出席率・学習態度・課題の成果等を総合的に勘案し、学期ごとにこれを行う。

2 学習の評価は、A・B・C・D・F の 5 段階で評価し、D 以上を合格とする。

A (100 点～90 点)

B (89 点～80 点)

C (79 点～70 点)

D (69 点～60 点)

F (59 点以下)

(クラス編成)

第 29 条 各課程におけるクラスは各学生の日本語能力のレベルに応じてこれを編成するものとし、学期ごとの成績評価に基づきクラスの再編を行う。

2 クラスにおいて学習進度が他の学生と比して遅れているとクラス担任が判断した場合は、当該学生に対し補講を行うことがある。

3 日本語能力 A1 レベルのクラスにおいては、学習進度が他の学生と比して著しく遅れているとクラス担任が判断した場合は、当該学生に対し取り出し授業を行うことがある。

(修了・卒業の認定)

第 30 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 28 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第 8 章 賞罰

(褒賞及び表彰)

第 31 条 成績優秀者及び他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与え、表彰することがある。

(懲戒)

第 32 条 学生が法令、本校学則その他の諸規則に違反した場合及び本校創立の精神に反し、又は学生の本分にもとる行為を行った場合、校長は、その責任において当該学生を懲戒処分とすることができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び処分退学とする。

(処分退学)

第 33 条 次の各号の一に該当する者は、処分退学とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げるなど、他の学生の教育に支障があると認められる者

2 処分退学者については、再入学を認めない。

(除籍)

第 34 条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生を除籍とすることが

できる。

- 2 除籍者については、再入学を認めない。

第9章 入学選考料，入学金及び学費

(入学選考料)

第35条 本校の入学選考料は別表2のとおりとする。

(納入金)

第36条 入学を許可された場合には、学費負担者、保証人又は本人は、別表2に定める入学金、授業料、施設維持費及び教材費を納入しなければならない。

(納入時期及び納入方法)

第37条 本校所定の授業料は、学費負担者、保証人又は本人において、別表2に定める時期にこれを納入しなければならない。

- 2 納入方法は、分割納入又は一括納入とする。

(学費等の返金)

第38条 既納の入学選考料及び学費納入金は、本条第2項及び第3項に該当する場合を除き、原則として返金しない。

- 2 在留資格認定証明書の交付を受けたにもかかわらず、査証発給申請が認められず来日できない場合、その他本人の止むを得ない事情で入国前に来日を取り止めた場合等の事由による入学辞退者には、入学辞退の連絡のあった月の翌月以降の授業料及び施設維持費を返還する。入学辞退者は、入学許可書及び在留資格認定証明書を返還し、又は在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 入学後に途中退学する場合は、授業が開始されていない学期の既納授業料及び施設維持費は、授業開始前月の末日までに退学の申し出があった場合のみ返金する。
- 4 第2項でいう月額授業料は1年間の授業料を12で除した金額とする。

(処分退学者の未納金)

第39条 処分退学された者の未納金は、学費負担者又は保証人が責任をもって本校が指定した期日までに納入しなければならない。

(納入金の減免)

第40条 特別の事由がある場合は、第36条及び第37条の規定にかかわらず、納入金の全部又は一部を減免することがある。納入金減免の取り扱いについては、別に定める。

第10章 雑則

(健康診断)

第41条 学生は、健康上その他特段の事情があり校長がやむを得ないと判断した場合を

除き、毎学年定期に実施される健康診断を受診しなければならない。

(健康保険)

第 42 条 学生は在学期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

(手数料)

第 43 条 在学証明書、成績証明書、卒業証明書その他これらに類する書類の発行を行う場合は、手数料を徴する。手数料の額は、校長が別に定める。

(学生寮)

第 44 条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(学生の遵守義務)

第 45 条 本校に在籍する学生は、本校学則及び本校が定める他の諸規則を遵守しなければならない。

2 前項に違反した学生には、証明書等の発行に制限をかける場合がある。

(施行細則)

第 46 条 この学則の実施にあたり、必要ある事項は施行細則として、校長が別に定めることができる。

第 11 章 改廃手続き

(改廃)

第 47 条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。但し、監督行政庁の許可を要する事項に係る変更については、当該認可を受けなければその効力を生じない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成元年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 10 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条、第 5 条、第 8 条に定める別表 1、第 24 条及び第 25 条に定める別表 2 に規定する「準備教育課程 4 月コース」及び「準備教育課程 10 月コース」の名称変更については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 3 章第 15 条)

日本語教育課程 A カリキュラム

授業科目	4 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 18 週	計	計 38 週
テキスト総合	16	320	10	180	500
読解	2	40	2	36	76
会話	2	40	2	36	76
作文	2	40	2	36	76
漢字・語彙	4	80	4	72	152
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	108	108
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	108	108
	26	520	26	468	988
授業科目	10 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 20 週 第 3 期 18 週	計	計 58 週
テキスト総合	16	320	10	380	700
読解	2	40	2	76	116

会話	2	40	2	76	116
作文	2	40	2	76	116
漢字・語彙	4	80	4	152	232
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	228	228
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
	26	520	26	988	1,508

授業科目	7 月コース				
	週授業時間数		週授業時間数		総授業時間数
日本語科目	第 1 期 8 週 第 2 期 20 週	計	第 3 期 20 週 第 4 期 18 週	計	計 66 週
テキスト総合	16	448	10	380	828
読解	2	56	2	76	132
会話	2	56	2	76	132
作文	2	56	2	76	132
漢字・語彙	4	112	4	152	264
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	228	228
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
	26	728	26	988	1,716

(注 1)*1 は選択必修科目で，*1 内から 1 科目選択とする。

ただし，各コースにおいて，クラスごとの習得進度により，選択必修科目の授業時間数を増減することがある。この場合，当該増減時間数相当分を「テキスト総合」科目の授業時間数の増減をもって調整し，総授業時間数はこれを変えないこととする。

準備教育課程カリキュラム

授業科目	4 月コース	
	週授業時間数	総授業時間数

日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 18 週	計	計 38 週
テキスト総合	14	280	8	144	424
読解	2	40	2	36	76
会話	2	40	2	36	76
作文	2	40	2	36	76
漢字・語彙	4	80	4	72	152
日本事情	2	40	2	36	76
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	108	108
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	108	108
小計 1 (日本語)	26	520	26	468	988
基礎教科					
外国語 (英語)	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
数学 I	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
理科					
*2 物理	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 化学	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 生物	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 地理歴史公民	(16 週×) 4	64	(8 週×) 4	32	96
小計 2		128		64	192
選択科目					
*3 数学 II	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
小計 3		32		16	48
総合計 (小計 1~3)		680		548	1,228

授業科目	10 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 20 週 第 3 期 18 週	計	計 58 週
テキスト総合	16	320	8	304	624
読解	2	40	2	76	116
会話	2	40	2	76	116
作文	2	40	2	76	116
漢字・語彙	4	80	4	152	232
日本事情			2	76	76

*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	228	228
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
小計 1 (日本語)	26	520	26	988	1,508
基礎教科					
外国語 (英語)			(24 週×) 2	48	48
数学 I			(24 週×) 2	48	48
理科					
*2 物理			(24 週×) 2	48	48
*2 化学			(24 週×) 2	48	48
*2 生物			(24 週×) 2	48	48
*2 地理歴史公民			(24 週×) 4	96	96
小計 2				192	192
選択科目					
*3 数学Ⅱ			(24 週×) 2	48	48
小計 3				48	48
総合計 (小計 1~3)		520		1,228	1,748

(注 1)*1 は選択必修科目で、*1 内から 1 科目選択とする。

ただし、各コースにおいて、クラスごとの習得進度により、選択必修科目の授業時間数を増減することがある。この場合、当該増減時間数相当分を「テキスト総合」科目の授業時間数の増減をもって調整し、総授業時間数はこれを変えないこととする。

(注 2)*2 は選択必修科目で、「地理歴史公民」または理科「物理・化学・生物から 2 科目」のいずれかを選択する。ただし、理科科目のうち受講希望者がいない科目は開講しないことがある。

(注 3)*3 は選択科目であり、希望者のみ履修する。

日本語教育課程 B カリキュラム

授業科目	総合課程(1 年)		総合課程(1 年 6 か月)		総合課程(2 年)	
	週授業時間数	総授業時間数	週授業時間数	総授業時間数	週授業時間数	総授業時間数
日本語科目		計 40 週		計 60 週		計 80 週
テキスト総合	10	400	10	600	10	800
読解	2	80	2	120	2	160

会話	2	80	2	120	2	160
作文	2	80	2	120	2	160
漢字・語彙	4	160	4	240	4	320
合計	20	800	20	1,200	20	1,600

別表 2 (第 6 章第 19 条, 第 9 章第 36 条及び第 37 条)

第 19 条 入学選考料 20,000 円

第 36 条及び第 37 条 入学金, 授業料, 施設維持費及び教材費

日本語教育課程 A 4 月コース

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	420,000 円	420,000 円	840,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	15,000 円	—	15,000 円
各回計	555,000 円	440,000 円	—
合計	995,000 円		995,000 円

日本語教育課程 A 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	1,260,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
材費	18,000 円	—	—	18,000 円
各回計	558,000 円	440,000 円	440,000 円	—
合計	1,438,000 円			1,438,000 円

日本語教育課程 A 7 月コース

納入方法	分割納入				一括納入
時期 項目	[初回] 6 月	[2 回目] 8 月	[3 回目] 3 月	[4 回目] 8 月	(初年度) 6 月
入学金	100,000 円	—	—	—	100,000 円
授業料	210,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	1,470,000 円
施設維持費	10,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	70,000 円
教材費	20,000 円	—	—	—	20,000 円
各回計	340,000 円	440,000 円	440,000 円	440,000 円	—
合計	1,660,000 円				1,660,000 円

準備教育課程 4 月コース

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	470,000 円	420,000 円	890,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	20,000 円	—	20,000 円
各回計	610,000 円	440,000 円	—
合計	1,050,000 円		1,050,000 円

準備教育課程 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円
授業料	420,000 円	470,000 円	420,000 円	1,310,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
教材費	23,000 円	—	—	23,000 円

各回計	563,000 円	490,000 円	440,000 円	—
合計	1,493,000 円			1,493,000 円

日本語教育課程 B 4 月コース(1 年)

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	350,000 円	350,000 円	700,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	15,000 円	—	15,000 円
各回計	485,000 円	370,000 円	—
合計	855,000 円		855,000 円

日本語教育課程 B 4 月コース(2 年)

納入方法	分割納入				一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	[3 回目] 3 月	[4 回目] 8 月	(初年度) 3 月
入学金	100,000 円	—	—	—	100,000 円
授業料	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	1,400,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	80,000 円
教材費	20,000 円	—	—	—	20,000 円
各回計	490,000 円	370,000 円	370,000 円	370,000 円	—
合計	1,600,000 円				1,600,000 円

日本語教育課程 B 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円

授業料	350,000 円	350,000 円	350,000 円	1,050,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
教材費	18,000 円	—	—	18,000 円
各回計	488,000 円	370,000 円	370,000 円	—
合計	1,228,000 円			1,228,000 円